

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六
- 道路の区域を変更する件 二六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二六
- 医療計画の一部として地域医療構想を定めた件 二六
- 福島県教育委員会教育長
- 一般競争入札を行う件 二七

告 示

福島県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年一月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンデーいわき泉町店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 株式会社サンデー
 - 代表者の氏名 代表取締役 川村 暢朗
 - 住所 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社サンデー
 - 代表者の氏名 代表取締役 川村 暢朗
 - 住所 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年九月五日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百二十平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 二百九十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十一立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前七時
 - (二) 閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後九時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 三か所
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十九年一月四日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ココカラファイン塩川上の台店 福島県喜多方市塩川町新江木字上の台九番地一

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十九年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字屏風谷三〇番四地 先から 同 郡同 村大字熊倉字屏風谷三〇番二地 先まで	変更前	一〇・〇〇	一五三・〇〇
		変更後	一一・〇〇 一四・〇〇	一五三・〇〇

（道路計画課）

公 告

公告第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月四日

二 名称

特定非営利活動法人奥会津まちづくり支援機構

三 代表者の氏名

山内 拓也

四 主たる事務所の所在地

福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙二百五十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、奥会津地方や会津一円の中山間地域町村住民の必要としているまちづくりや住み良い生活環境、元気な町村づくりを構築するとともに、首都圏や外国人観光客との交流により、明るく心豊かな社会をつくりあげ、次世代の主役である子供達にグローバル感覚を身につけさせる環境創りの活動と同時に、生活弱者のための各種支援事業を通じて、地域の経済活動及び福祉向上に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、福島県医療計画の一部として福島県地域医療構想を定めたので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

（地域医療課）

福島県教育委員会教育長

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年1月17日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム調達 F T E 数 6,306
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約の日から平成34年3月31日まで（ライセンス使用期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。）
 - (4) 納入場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年2月14日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁教育総務課
電話024-521-7759
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年1月17日（火）から同年2月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成29年3月1日（水）午後1時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年2月28日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and Quantity of Service Contract : License program procurement (FTE 6,306) for Microsoft educational institutions in the Fukushima Prefectural Board of Education

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00 p.m., 1 March 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 February 2017

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8868 Japan TEL024-521-7759

(教育総務課)